

伝統的建造物群保存地区制度の推進に関する協定書

たつの市（以下「甲」という。）と公益社団法人兵庫県建築士会（以下「乙」という。）は、伝統的建造物群保存地区制度の推進に係る相互の連携協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力し、伝統的建造物群保存地区制度を推進することにより、魅力あるまちづくりに資することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携して取り組むものとする。

- (1) 伝統的建造物群保存地区制度の運用に関すること。
- (2) 修理・修景物件の設計に関すること。
- (3) 人材発掘・育成に関すること。
- (4) 地域活性化に関すること。
- (5) 制度の普及啓発・情報発信に関すること。
- (6) 災害対策に関すること。
- (7) その他本協定の目的達成のために必要な事項に関すること。

（個別の協議）

第3条 甲と乙は、本協定に基づき、個別の案件を連携して実施することについて合意したときは、具体的な推進方法、役割等に関し協議の上、別途取り決めるものとする。

（協定の期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれかが別段の意思表示をしないときは、さらに1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

（秘密の保持）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た情報を甲又は乙の承諾を得ないで第三者に漏らしてはならない。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年11月27日

甲 たつの市龍野町富永1005番地1

たつの市

たつの市長 山本 実



乙 神戸市中央区下山手通4丁目6番地11

エクセル山手2階

公益社団法人兵庫県建築士会

会長 高橋伸明

